

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、蛙子池土地改良区が土地改良事業（香川用水非受益地域用水確保事業 蓮華池地区）を行うことについて平成29年9月11日適当と決定した。

その関係書類を土庄町農林水産課において平成29年10月2日から同月23日まで縦覧に供する。

平成29年9月29日

香川県知事 浜田惠造